

デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会報告案に関する意見募集の結果（全文）

【個人】

I. コンテンツの流通促進方策

該当ページ:

概要: 事業者のコンテンツ再利用の視点に偏りすぎている

全文: コンテンツ再利用の問題は放送事業者などによる番組の二次利用には限りません。例えば、古さや市場性の低下で既に流通しなくなり、権利者も維持の意志のなくなったコンテンツが、メディアの経年劣化などでコンテンツ自体の維持が難しくなった場合、既に利用の対価を支払った少数の利用者がその保存のために複製や特定少数者の中で交換などを行うことが、特に古い映画や漫画などでみられます。この行為が権利者の利益を不当に侵害しているとは到底言い難いにもかかわらず、現行の制度では違法となってしまいます。しかも現在の権利者の多くが、こうした実質的に自らに不利益をおよぼさない行為までも、みずからの権利の侵害を過剰に防衛するために許諾を出さない傾向があります。古いパソコンとそのソフトウェアを、経年劣化で動かなくなる前に、その文化的価値の保存のためにリバースエンジニア等の技術で新しい機材に移し替えて動態保存などの活動も、コンテンツ権利者が不当に許諾を拒むために頓座することも多いです。著作権の持続年数が長すぎることも、こうした問題に大きな悪影響を与えています。既に権利者に経済的価値を生まなくなったものまで複製やその流通を制限するのは不合理で、文化遺産の保護に有害です。著作権の保護制度が、却って著作物の流通と保存を妨害しては本末転倒でしょう。保存の阻害となる複製妨害技術の解除も無条件で違法になるのは問題です。著作物の保護期間を原則5年程度に短縮し、それ以上の延期を望む場合には、権利者自ら申告する義務を課し、また権利者がその適切な流通を行い、利用を希望する者が適正な料金と最低限の手間(例えば権利者との長い交渉や煩雑な手続きを要求されないこと)で利用できることを証明することも義務とすべきです。それすら行わない権利者がさらに長期の権利を留保し続けることが諸問題の根源と考えます。

該当ページ: 2

概要: 権利者から権利を取り上げることは解決にならない。

全文: 昨今、権利者の権利主張がコンテンツの流通を阻害している、という論調が幅を利かせていることに憤りを感じております。円滑な流通と適正な権利者還元を実現するルール作りの努力を放棄して、単に権利者から権利を取り上げることは、一時的に流通が「円滑」になったように感じるとしても、将来的には流通させたいコンテンツを失うことになるのは明らかです。また、権利者から権利を取り上げてまでもやりたいビジネスとは、本当に世の中の人々から求められているものなのでしょうか。これまでの枠組みの中でも、本当に人々から求められるコンテンツは十分に流通しており、その権利処理がなおざりにされたこともありません。また、着信メロディのように、権利処理と流通の仕組みを含めて日本から世界に発信できたビジネスモデルも存在するのです。仮に権利処理の構造が従来より複雑になるとしても、まずは現行の枠組みでのルール作りを優先させるべきです。ビジネスがうまくいかない理由を権利者に押し付けるだけでは、結果として将来に何も残らない文化の砂漠を生じさせることになりかねません。

該当ページ：8

概要：コンテンツホルダーへの権利の集約化は非現実的であり反対。

全文：コンテンツ流通促進のために民間では「ネット権」なる議論がなされているが、本報告書の最後に付け足されたような記載は余りに唐突で恣意的と思わざるを得ない。そもそもネット上での流通に限定して権利を集約し報酬請求権化すること自体がナンセンスである。コンテンツは製作段階から公表するメディアを絞り込んだ戦略が欠かせない。劇場で上映中の映画であってもネット上では自由に利用できる（使用料さえ支払えば）というのではだれも映画を作らない。本件はあまりに一方的である。コンテンツの流通促進をはかるのであればコンテンツ創作者が萎縮するような政策は本末転倒であり、このような荒唐無稽な提案を報告書に盛り込むこと自体が失当である。（権利者の権利を不当に制限することは憲法で保障された基本的人権の侵害である。）

該当ページ：7

概要：コンテンツの流通促進のためには「コンテンツを安心してインターネットに提供するための環境整備」が必要。「コンテンツホルダーへの権利の集約化」は削除すべき。

全文：報告案は、コンテンツの流通が進んでいない理由として、次の3点を冒頭に掲げている。(1)ビジネスモデルが成立していない(2)違法コンテンツが氾濫している(3)コンテンツの権利処理が煩雑 コンテンツのうち音楽については、既に複数のビジネスモデルが成立しており(1)、権利処理についても、著作権者や配信事業者等関係者の努力によりルール作りが進んできた(3)ことから、報告案にもあるとおり、「ネットでの流通が進んでいる」状況にある。しかしながら、CD等のいわゆるパッケージ市場からインターネット配信市場へと、音楽コンテンツの市場の一部が移行する過程で、違法コンテンツの氾濫が、適法なコンテンツの配信市場拡大の大きな障害になっていることは周知の事実である。このことは、配信ビジネスが広まりつつある放送・映画等の動画コンテンツにも共通する問題である。したがって、この問題の解決が急務となっている。報告案は、Ⅲ.において「ネット上に流通する違法コンテンツへの対策の強化」について検討結果を示しているが、この内容においては、後述のとおり、違法コンテンツが氾濫する現状にもかかわらず、インターネット・サービス・プロバイダの免責の必要性を強調する一方で、違法コンテンツの氾濫に対する解決策の検討は不十分であると言わざるを得ない。こうした現状において、コンテンツの流通促進のために今最も必要なのは、違法コンテンツへの対策の強化であり、このことをこそ最優先に検討すべきである。なお、放送・映画等動画コンテンツの流通促進方策の検討にあたり、「コンテンツホルダーへの権利の集約化」(8ページ)の案については次のような数々の問題があり、報告案を確定するに当たり全く容認できず削除すべきである。(1)音楽は既に流通が促進されている。前述のとおり、音楽は「ネットでの流通が進んでいる」状況にある。したがって、少なくとも本案の例示の中に「レコード」とあるのは実態に則していない。(2)「収益の公正な配分」とは何か理解できない。「収益」について何ら保証がなく、また、何をもち「公正」というのが全く不明である。(3)「他の利用者に対して恣意的な許諾拒否等は許されない」とは、応諾義務を指すものと考えるが、コンテンツホルダーに一律の応諾義務を負わせれば日本のコンテンツ産業、ひいては我が国の文化の崩壊につながる。この考えは、現実のビジネスを全く無視したものである。コンテンツホルダーに一律の応諾義務を負わせれば、放送番組や映画を製作すると、すぐに配信事業者からの利用申込によりその利用を許諾しなければならなくなる状況が容易に想定される。これではコンテンツホルダーのコンテンツ製作の初期コスト回収すらおぼつかなくなり、新たなコンテンツを製作することが極めて困難となる。こうした事態は、ひいては我が国の文化の崩壊も招きかねない。

(4)肖像権やパブリシティ権まで対象としようとする考えには、コンテンツ流通とは全く別の観点で問題がある。例えば、Google 社が行うサービスで社会問題化している「ストリート・ビュー」もデジタルコンテンツの一種であるので、女性が写っている自分の顔の削除修正を要請しようとしても、この案によれば Google 社がコンテンツホルダーとなり、女性は肖像権を持たないから削除を要請することができなくなる。もちろんこのような場合は経済的補償も意味をなさず、女性には問題を解決する手段がなくなってしまう。これらのほかにも、コンテンツホルダーへの権利の集約は、即ち著作者等の権利の剥奪を意味し、このことは明らかにベルヌ条約、TRIPS 協定違反となる。社会のためになる（今回の場合はそのように「見える」だけであるが）のであれば個人の権利など剥奪してしまえばよい、などというファシズム的制度の導入は断じて許してはならない。したがって、このように問題のある「コンテンツホルダーへの権利の集約化」の案は報告から全文削除すべきである。

該当ページ：

概要：ネット権は不要

全文：現状で音楽や映画に関してはネット上での流通はうまくいっていることが現状認識とされているが、それに対してネット権が必要という結論が分からない。まずコンテンツありきではないか。コンテンツ流通を望むのであればコンテンツの権利がきちりしていないと流通しない。

該当ページ：7～8

概要：「所在不明の権利者への対応」および「少数反対者への対応」については、積極的に推進して欲しい。

全文：「所在不明の権利者への対応」および「少数反対者への対応」については、積極的に推進して欲しい。

該当ページ：

概要：権利を過剰に制限するのはおかしい

全文： 放送・映画等であっても、これまでDVDの発売はされてきているし、権利者から許諾を得たうえでの配信も実際に行われてきており、権利者から許諾権を剥奪してまで行う必要性が全く理解できない。コンテンツの流通を重視するのなら、むしろそのコンテンツを創り出す側への配慮が必要だと思う。権利者の許諾権を奪うのは、創作者の意欲低下につながると思う。

該当ページ：7～8

概要：権利者の許諾権の制限に反対。

全文：消費主義に基づく流通促進化の方向性に反対する。創作者は利用者が「勝手に使う」ことを許す代わりに「使用料が確実に支払われる」ことを望んでいるものではない。そのような消費主義的立法の下には画一的・大衆的な「消費財」としての創作物しか生み出されず、文化の多様性が失われる。文化の発展を市場主義に委ねる行為は危険である。そのうえ、少数反対者の許諾権の制限や、コンテンツホルダーへの権利の集約化などは、著作者の人格権行使の妨げともなりかねない。創作者は創作物によって社会に対して「発信」しているのであり、その利用のされ方を他者の判断に委ねる行為は、創作者の社会的役割・使命を無視したものである。極端な話、社会の体制翼賛化を防ぐ役割を、芸術家から取り上げ放送事業者などのメディアや多数派に与えることを意味している。以上より、「ヒアリングで出された法的対応案」のうち、特に8ページ記載の「少数反対者への対応」「コンテンツホルダーへの権利の集約化」に反対する。

該当ページ：8

概要：コンテンツの流通促進にかかる法的対応について拙速な検討・導入は慎むべきである

全文：報告案においては、コンテンツ・著作物（以下「コンテンツ等」という。）の流通・伝達経路であるネットでの流通阻害要因として「権利処理が煩雑」と指摘し（2ページ）、法的対応について検討されている。この点に関し、長い歴史の中でコンテンツ等が多様化（書籍、音楽→写真→映画→これらの統合物）し、また、その流通・伝達経路が進化・多様化（印刷出版、実演→レコード→放送→ネット）してきた過程では、既存の権利秩序を前提として契約を通じた解決が図られてきたところである。にもかかわらず、今般、殊更に「ネット」という流通・伝達経路の場合に法的措置による介入を用意すること（多数存在するコンテンツ等の流通・伝達経路の選択肢の一つに過ぎない「ネット」を優遇して対応すること。）の必要性及び妥当性が、報告案の中からは十分看取できない。したがって、コンテンツの流通促進にかかる法的対応について拙速に検討・導入することには賛成できない。前述の認識を前提として、報告案中の「法的対応案」にかかる記載（8ページ）については、以下のとおり修正されることが適切だと考える。○少数反対者への対応 報告案では『『正当な理由』が内限りコンテンツの利用に反対できないこととすべきではないか』とされている。この点に関し、「権利行使を制約されることになる少数権利者に対する代償・求償の必要性も検討する」と記載すべき。すなわち、競争歪曲的な権利行使（主張）を認める必要はないと考えるものの、コンテンツ等の流通促進の観点から多数決原理に依らしめる形で少数権利者の権利行使を制度的に制限するのであるならば、権利行使の制限を受ける少数権利者に対し、何らかの代償ないし求償を保障すること（少なくともこのような代償・求償の用意の可能性も併せて検討すること）が、コンテンツ等の「保護と利用」の適切なバランスを確保する上からは必要かつ適当と思われる。○コンテンツホルダーへの権利の集約化 報告案では「ネット上での利用については、放送事業者、映画製作者、レコード製作者のみが許諾権を行使できる特別法を制定すべき」とされている。この点に関し、かかる検討を行うことには反対。すなわち、①多数存在するコンテンツ等の流通・伝達経路の選択肢の一つに過ぎない「ネット」について優遇・偏重する施策を講じる積極的理由と妥当性については見いだせないこと、②許諾権の行使主体を一本化することにより、コンテンツ等の制作に関わる多数の者を意思が反映される余地が無くなり、あるいは交渉上の「法的」根拠が無くなることから、コンテンツ等の制作に真に関わる者が軽視されることにつながり、優れたコンテンツ等の創作が減退される懸念があることから、疑問を禁じ得ない。なお、個人的にはいずれも導入に反対であるものの所在不明の権利者への対応や少数反対者への対応を導入した場合には、コンテンツ

等の利用促進効果が見込まれると思われる（それだからこそ法的対応案として提示されている筈と思量。）。したがって、既存の権利者の権利をいわば「足切り」するネット提供者向け徳政令とも言える措置については、仮に検討を行うとしても、他の促進措置の導入の見通しやそのそれを導入した改善効果を見極めた上で、これらの劣後する選択肢として位置づけるべき旨を報告案において明記すべきと考える。

該当ページ：2

概要：個々の権利者の権利を無視するような方法でコンテンツの流通を促進させることには疑問を感じる。

全文： 報告案の検討結果においては、利用者側ばかりで権利者側への配慮が感じられない。権利者は、作品の使用に対し使用料を得るのは当然のことながら、まずその作品をどこでどのように使用するか確認し、許諾する権利を有しているものであり、その個々の「許諾権」を無視することは許されるものではないと思う。権利者側の権利を制限した上でコンテンツの流通を促進させるという方法には疑問を感じざるを得ない。

該当ページ :

概要 :

全文 : コンテンツが流通しないのは、権利処理の煩雑さよりも、ビジネスモデルが確立していないからではないか。関係者が努力して前向きに新しいビジネスモデルの確立を目指している現在の段階で、安易に立法化による解決を図るのは問題だと考える。特に、いわゆる「ネット法」は、条約に反するものであり、公正な分配の方法が全く不明であるなど内容も不十分なものなので、採用すべきではない。

該当ページ : 4

概要 : レコード、放送番組に関する権利の集中は、コンテンツのインターネット上での再利用を促進する上では不十分である。

全文 : 「レコードについては、実演家等の権利を集中化させるための特別の法律上の措置はないが、原則として製作段階からその後の利用も含めた契約が行われているため、実演家の権利はレコード製作者に集中されている。また、作詞家、作曲家等の音楽の著作権は、一任型の集中管理が進んでおり、管理事業者を通じた権利処理が可能である。このため、ネット配信に伴う権利処理については大きな問題がない。」(4頁)とあるが、これは事実誤認である。レコードについては、大手レコード会社の共同出資に掛かる音楽配信事業者があることもあり、当該事業者と競合関係にある事業者がスムーズに許諾を受けられない傾向が強い(なお、実演家が自らの実演をインターネット上で広く利用してほしいのに、レコード会社がこれを拒んでいることから、実演家とレコード会社との間で訴訟に至った例がある。)。また、日本以外の先進諸国では、商業レコードに収録された楽曲をインターネットラジオ等に用いることが広く行われているが、日本ではそうになっていないが、その最大の要因は、送信楽曲数や広告等収入に応じた使用料でレコード音源のインターネットラジオ上での利用を包括的に許諾する仕組みが日本にはなく、かつ、ほとんどのレコード会社は個別に許諾を取りに行ってもこれに応じないからである。このように、レコードについては、インターネット上での二次利用に関しては、レコード会社が障害になっている。また、「放送番組については、ビデオ化が予定されるドラマなど一部のものを除き、製作段階においてその後の利用も含めた契約はほとんど行われてきていない。また、最近番組ごとの権利情報の整備が進められているが、過去のものについては、権利情報が整備されていない場合も多い。」(5頁)とあるが、放送番組については、東京キー局の製作した番組を再送信するくらいしか能のない地方地上波放送局を救済するために、インターネットを用いて情報を送信するのに、受信者の範囲を「放送対象地域」に限定しなければならないという本末転倒な状況下に置かれている(例 NTTぶららの行う地上波デジタル放送再送信サービス)。すなわち、著作物等が広く享受されることによる文化の発展を目指して著作物等を日本中の隅々に行き渡させる役目を担う放送事業者に一定の特権を付与したのに、放送事業者を守るために、著作物等の流通が県境で阻害されてしまっているのが実情であって、これは放送事業者に著作隣接権を付与した趣旨からすれば、本末転倒である。音楽著作物に関し JASRAC が集中管理する体制がそれなりにうまくいっているのは JASRAC が自らまたはその出資する会社を介して著作物等を利用して利益を得る事業を行っていないが故に、予め定められた料金を支払うことに合意した上で著作物を利用したいと申し込んできた者に対し中立的にこれを承諾してきたか



らである。このように権利集中管理システムが功を奏するためには、権利を集中的に管理する者が著作物等の利用を希望する者に対し中立的に許諾を行っていく体制があることが不可欠である。現時点では、レコードにしても、放送番組にしても、自ら又はその出資する会社を介して著作物等を利用して利益を得る事業を行っている者（レコード会社、テレビ局等）が許諾権を集中的に管理しており、それゆえ、適正な利用料を支払って正規に著作物等を二次利用したい者が正規に二次利用できない状況下にある。よって、著作物等の（インターネット上での）二次利用等を推し進めるためには、レコード会社やテレビ局が握っている許諾権を中立的な権利集中管理事業者に管理させるか（従わないテレビ局については、「電波の私物化が著しい」として放送免許を取り上げるなどの方法により）、条約の許す範囲内で強制許諾制度を導入するなどするべきである。

該当ページ：8

概要：コンテンツホルダーに許諾権を与えては、権利者の創作意欲を削ぐことになり、コンテンツの不足につながるのではないか。

全文：コンテンツホルダーに許諾権を与えては、権利者の創作意欲を削ぐことになり、コンテンツの不足につながるのではないか。

該当ページ：3

概要：著作隣接権の裁定制度を用意すべき。「集中管理」は一任型を基本に考えるべき。権利者不明の際の CPRA の取組みはひとつのモデルケースとして参考にすべき。

全文： 報告案において、裁定制度が著作隣接権に関して導入されていないとの指摘が掲載されている。この指摘を是非重視してもらいたい。著作隣接権についても、裁定制度は必要だと考える。 報告書での「集中管理」との表現には、一任型も非一任型も含めて考えているとの事務局説明が専門調査会であったと記憶している。非一任型でも権利者を捜すコストを低減できる可能性はあるが、著作権等管理事業法の規制を受けないので権利者の所在を突き止める手がかりが少ないのではないだろうか。またコンテンツ流通促進のために交渉コストの提言が求められている今、非一任型では許諾を拒まれる可能性が残る以上、充分とは言えない。やはり一任型の集中管理を進めていくことが必要であろう。「権利者不明の実演の利用を可能にする暫定的な措置」として、CPR A が「不明者の調査を行い、使用料を預かるとともに、放送事業者は不明者が判明しない場合でも二次利用を進めるという自主的な取組」が報告案で紹介されている。こうした試みを CPR A が行なうことが妥当なのかは私には判断が付かないが、不明権利者への対処を考える上で参考にすべきと思われる。法的にこうした手続きを担保するか、中立的な機関を設けて使用料を供託させるなどの制度を検討されたい。

該当ページ：8

概要：8 ページに示されたヒアリング時の聴取意見も重要な指摘を含んでいる。それぞれを詳細に検討し、専門調査会としての見解をまとめていくべきである。

全文： 「所在不明の権利者への対応」について、「権利者が所在不明な場合であっても、利用者が一定の要件を満たしている場合には、裁定制度によらずに適法にコンテンツを利用することができる措置を導入すべきではないか」とされた意見には私も賛成である。 本報告書3 ページに CPR A が実施している試みが紹介されているが、これに類似した制度を正式に法制化したり、あるいは文化審議会著作権分科会の「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」中間整理 29 ページで提案された A 案（権利制限規定＋事後承諾的な使用料支払い）と B 案（第三者機関への使用料供託）を組み合わせる実施したりする等の施策を講じていただきたい。 妥当な対価を支払うつもりのある配信事業者であれば、正式に手続きを踏んで適法にコンテンツ流通に携われる仕組みの整備を望む。「少数反対者への対応」も重要な指摘である。また、「『正当な理由』がない限りコンテンツの利用に反対できないこととすべきではないか」との対処案にも私は賛同する。ただし、ここでは多数の権利者が関わっている場合について述べられており、例えば同報告案4 ページにあるような権利集中済みの単独権利者は考慮されていない。しかし「『正当な理由』がない限り……反対できない」との対処案は、こうした（権利集中済みの）単独権利者も対象に考えていただきたい。 少数反対者あるいは単独権利者につき「『正当な理由』がない限り……反対できない」とするのが妥当でないなら、例えばある条件で配信を許諾した時に、同様の条件で他の配信事業者にも応諾義務を課するような施策が望ましい。海外で配信されているコンテンツについても、それと同様の仕様で国内でも配信される際に応諾義務を課したい。「コンテンツホルダーへの権利の集約化」は、おそらくデジタル・コンテンツ法有識者フォーラムが提言する「ネット法（仮称）」の概要を述べたものと考えられるが、これには専門調査会として詳細な検討を加えるべきである。「ネット法」の中でも特に「ネット権」の部分は、同フォーラムが発表した資料でも専門調査会のヒアリングでも、まだ明確に定義されているとは言えない。権利を流通のキーポイントへ集約するアイディアまでは良いが、放送事業者・映画製作者・レコード製作者に権利を付与するのでは現在のネット流通阻害と同じ結果に至るおそれがある。「当該許諾権を与えられた者は、製作に参加した権利者に対して収益の公正な分配を行う義務を負うとともに、他の利用者に対して恣意的な許諾拒否等は許されない」との但し書きがどれだけ担保されるかが結果を左右するとも言え、専門調査会での詳細な検討を望むものである。

該当ページ：2

概要：放送番組について流通促進を図ることには賛成である。しかし同じ手法を音楽や映画についても適用するよう望む。

全文： 「権利処理コストを低減するための方策としては、著作権法上の権利制限等や著作権等管理事業法に基づく権利の集中管理がある」との認識には賛成である。それだけに、「ビジネスに関しては、音楽など一部のものについてはネットでの流通が進んでいるものの、特に放送・映画等の動画コンテンツの流通は十分に進んでいないのが現状である」との文の前半に違和感がある。なぜなら、音楽配信に関する集中管理はされていないからである。それゆえ、国内で配信サービスによるカタログの格差が大きくあったり、海外で配信されている曲が国内で入手できないなどの問題が長く続いている。先の文の後半部「放送・映画等の動画コンテンツの流通は十分に進んでいない」との認識については同感である。しかもこの認識は、映画のような権利を集中したコンテンツにおいてもネット配信を促進することが難しい現実を示しているようにも思える。ともあれ、放送に関してこうした流通促進方策の検討をするのは歓迎である。しかし、その検討結果と同じ基準でもって、音楽配信や映画配信についても再評価を下すことを希望する。

該当ページ：4

概要：多数権利者が関わる放送番組だけではなく、権利がすでに集中されている音楽レコードや映画においても、コンテンツ流通の促進を検討する必要がある。

全文： レコードでも、映画でも、その製作者に権利を集中させる仕組みが整っていると報告案にあるが、それは確かだろう。ただインターネットでのコンテンツ流通が海外と比べ見劣りしてしまうのは、その集中された権利を握っている者が積極的に許諾を出さない点が原因だ。一任型の集中管理などによって、合理的な使用料負担でコンテンツを利用できるような仕組みが早急に整備されることを望む。

該当ページ：7

概要：契約ルールの不備、集中管理に加わっていない権利者、ネット利用に消極的な権利者——といった問題は重要で、音楽や映画などについても当てはめて検討すべきである。

全文： NHK のネット配信事業について、「未だ契約ルールが存在していない分野があることや、集中管理の対象となっていない権利者やネット利用に消極的な権利者などもあることから、既存のコンテンツを十分活用できる状況には至っていない」との記述がある。この内容を是非一般論として捉えていただきたい。 契約ルールの不備、集中管理に加わっていない権利者、ネット利用に消極的な権利者——というのは音楽や映画などについても言えるのではないか。

該当ページ：7

概要：7 ページ以降にあるヒアリングで聴取された意見はいずれも重要な視点を含むので、専門調査会などでさらに詳細な検討を加えて、専門調査会としての意見をまとめてほしい。

全文： 7 ページの下部から続く項目は、専門調査会でまとめられた方針ではなく、ヒアリングで参考人から述べられた意見の概要のようである。しかし、これらはそれぞれ重要な指摘を含んでおり、ぜひとも専門調査会や親会の知財戦略本部、あるいは文化審議会著作権分科会などで詳細に検討されることを望む。 いずれは、改めて専門調査会の意見として、一定の方向でまとめていただきたい。「コンテンツホルダーの権利情報の整備」は急務だと思う。適切な権利情報の提供は、権利者側にとって使用料の適正な分配を担保することになるのは勿論、利用する側にとっても権利者探しに役立つことになると考えられる。

該当ページ：

概要：コンテンツ流通を重視するなら、コンテンツを創り出す側への配慮こそが重要

全文：動画コンテンツであっても、これまで DVD の発売はされてきており、権利者からの許諾を得たうえでの配信も行われてきており、権利者から許諾権を剥奪してまで行う必要が理解できません。コンテンツ流通を重視するのであれば、むしろそのコンテンツを創作する側への配慮が必要なのではないのでしょうか。権利者の許諾権を剥奪することにより、短期的には流通が活性化したかのように見えても、長期的には権利者の創作意欲を削ぐことにつながり、結局はコンテンツの枯渇を招くことになるのではないのでしょうか。

該当ページ：2

概要：コンテンツの流通促進には、まず優れたコンテンツの創出が必要です。

全文：コンテンツ・ビジネスは、コンテンツがすべてといっていいビジネスです。良いコンテンツができれば、問題のほとんどは解決します。いかに良いコンテンツを作り出すことができるか、そのための環境を創作者側に提供できるか、ということがまず話し合われるべきであり、流通促進やその為の権利制限や違法対策はその後にすることだと思います。

該当ページ：7～8

概要：安易に新たな法律の制定をするべきではない。現状でも十分対応の余地があると考ええる。

全文：インターネット上でのコンテンツの流通促進を目指すことについては、現在の法律の範囲で解決可能であると考え。円滑な流通を妨げている原因として指摘されている事柄については、権利の集中管理体制を早急に整えることや、契約内容を徹底することで解決することであり、わざわざ「ネット権」などについて特別法を制定せずとも十分対応できるであろう。「ネット権」の創設は、結局、テレビ局など一部の営利企業にとっての便宜を図る結果に終わる危険性があるように感じるし、コンテンツ流通の根本的問題解決にはつながらないと考える。問題解決を安易に新法に求めるのではなく、新しい時代にあったビジネスモデル確立を市場において推し進めていくことが、本来とるべき方法ではないのか。

該当ページ：

概要：流通と創作のどちらに重きを置くべきか。

全文：まず当たり前ですが、何かを流通させる為には物（コンテンツ）が必要であると思います。コンテンツの流通を促進するのであれば、むしろその作品（コンテンツ）を創り出す側への配慮が必要なのではないか。せっかく作った作品が十分に保護されないまま転々と流通するだけの状況では、コンテンツの創作に携わる人が減っていくのは明らかです。流通の促進に偏った方策を行った結果、流通させるものが無くなってしまふ（コンテンツの枯渇）と私は危惧します。「ネット権」のように権利を制限することでコンテンツの流通を促進することは、誤った方策だと思います。

該当ページ：2

概要：流通促進を図ることは重要であるが、権利者の利益及び利用者の保護を図る施策が必要である。

全文： コンテンツホルダーへの権利情報の保持・管理は必要な事であるが、あくまで権利者の同意が前提となるため、「義務」付けまで必要であるかどうかは検討が必要ではないと思われる。所在不明者への対応について 私達行政書士への相談でも著作物の利用の相談が多く寄せられ、調査を行います。いわゆる、所在不明者の場合も多くそうした場合は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」により住民票や戸籍謄本等により調査を行います。しかし、すべてがわかるわけではなく、最終的には著作物の利用をあきらめたりしているのが現状です。裁定制度の説明もするのですが、利用するにはいたっておりません。このことから、私達行政書士が、調査をし、「職務上請求書」等を使用しても、所在が不明であった場合、行政書士からの調査報告書により、所在不明であると認定し、何らかの条件の下で利用許諾が認定されるような制度設計が望まれます。

該当ページ：2

概要：簡略化ありきではなく、権利者・利用者の利害関係を重視した対策が必要である。

全文： 昨今のインターネットを利用した映像・音楽ビジネスの多様化には目を見張るものがある。インターネットの普及と共に、それらは広く我々の生活の中に浸透してきた。日常生活に欠かせない要素として取り込まれて来たと言っても過言ではない。そうした中、確かに煩雑な権利処理がそういったビジネスの拡大を阻害しているという現実もある。つまり、多様な利用に対して、複数の権利者がおり、権利の処理が複雑になっているということである。それらの権利について一本化して処理する制度を整えば、ユーザーにとっても、頒布する側にとっても適正な権利処理を簡単にすることができ、尚且つ適法な利用が可能になり、延いてはそうしたコンテンツビジネスが発展するというものである。しかしながら、そのように一本化した権利処理自体が可能であるかどうかを十分に検証する必要があると思われる。というのは、現状の著作権法で以ってそうした一本化した権利処理を可能にすることができるのかどうか、もしくは権利者側がそういった一本化した権利処理で不利益を被ることがないかどうかということを重ねて検証する必要があると考えられるためだ。確かに音楽・映画は今や我々の生活に切っても切り離すことができない、いわば生活の一部となっている。そこから生み出されるビジネスパターン、経済性は莫大な規模を誇っていると考えられる。また、新しいビジネスモデルとしても今後大いに発展する可能性を秘めている。しかしながら、それらのビジネスはそれらの知的財産を創造した権利者の手から程遠く離れてしまうことに危機感を覚える。換言すると、音楽や映画の権利者が正当に保護されるかどうか、ビジネス優先ではなく、権利者優位であるかどうかという疑問が生じてくるということである。一概に、「一本化」と言うと、簡略化でき、スムーズな利用を促しているという様に捉えがちである。しかしながら、その背景にある問題点をうやむやにするのではなく、制度を整えた上でなければ何の意味もなさない。見切りで進めてしまうのではなく、熟考の後の行動でなければならぬと考える。というのは、法的な箇所も含め、ビジネスパターンが増えるのに反比例して権利が蔑ろにされるのではそもそもその文化の発展に根付く利用ができるはずがないからである。

該当ページ：

概要：コンテンツの流通促進には原権利者の許諾が必要

全文：法的対策案で「複数の権利者が関わる例えば放送番組、映画、レコードのネット上での利用については、放送事業者、映画製作者、レコード製作者のみが許諾権を行使できる特別法を制定すべきではないか」というご意見があるようですがまったく理解できません。そもそも当該三者はコンテンツの権利者ではあるが当該コンテンツを製作する上において著作物の利用者である。原権利者とは最初の目的である利用形態のみの許諾を受ける契約を締結しているのが一般的である。当該原権利者の権利をないがしろにするような仕組みは、著作権法の理念を否定するに等しく、条約にも違反するような考え方ではないでしょうか。コンテンツの流通促進のみに視点を据えた方策には強く反対致します。

該当ページ：8

概要：流通阻害の原因は煩雑な権利処理関係ではなくて、ビジネスモデルが確立しきれていないから、だと思います。そこを飛び越えての立法化は問題ではないか。

全文：コンテンツの流通について、コンテンツホルダーに権利集約化したほうが流通が促進する、とのことですが、流通阻害の原因は煩雑な権利処理関係ではなくて、ビジネスモデルが確立しきれていないから、だと思います。そこを飛び越えての立法化は問題ではないでしょうか。放送事業者、映画製作者、レコード製作者は、権利者などの関係者と当事者で解決できる余地はたくさんあると思います。また、本件議論とは直接には関係ないかもしれませんが、個人的なことでテレビ局から取材を受けた映像が、まったく話を聞いていない別の番組にも使われたこともありました。そういう体験をした際には製作者の努力の余地があると感じていました。本件議論についても、立法的な強化という結論を出すのは早いのではないかと思います。



該当ページ：2

概要：コンテンツは生きているものです。ただ、流されればよしというのではなく。単に多くの人の目に、耳に触れるから宣伝になるということもない。

全文：大事に制作したコンテンツは、どう世の中に出し、どう一般の方々から良い評価を得るかが重要な問題である。どう使われるかも知らずに世の中に出回することは、制作者にとって考えられない。制作した作品はいつまでもいつまでも成長を続ける。従ってその成長過程に無責任ではいられないのである。百歩譲って産業振興のためというなら、この部分をきちっと整理し議論した上でなければコンテンツの制作者は納得出来ない。この部分をなおざりにして流通促進方策が進められることは、日本文化の崩壊にもつながりかねない。

該当ページ：2

概要：コンテンツホルダーには特段の不利益も課さずに、製作者の権利の縮小により解決を図るのは流通の育成に寄りすぎており、製作側の育成の阻害になるのではないか。

全文：『流通が進まない原因として、ビジネスモデルが成立していないこと、違法コンテンツが氾濫していることなど様々な要因が指摘されているが、その大きな要因の一つとして、コンテンツの権利処理が煩雑なことが挙げられている。』と報告案に記述されており、また『我が国の場合、特に放送番組については、欧米に比べ契約慣行が浸透していないため権利処理コストが増大し、これが新しいメディアの出現に対応したコンテンツ流通を阻害する一因となっていることと考えられる。』と記述されている。要するにコンテンツホルダーたる事業者の慣行による怠慢から今日の流通の促進が妨げられているのは明白であるにもかかわらず、コンテンツホルダーには収益の分配のみを条件にインターネット上に限るものの絶対的な権利を与え、逆に所在不明、配信に際し反対する少数の権利者の著作権の一部を無効化させ著作者の既存の権利を奪うことによって問題の解決を図ることは理解が得られる方策だとは思えない。

該当ページ：

概要：流通促進に関しては不当拒絶に対する対策も検討されたい。また、原著作物の範囲や映画著作物の範囲を明確にされたい。

全文：I コンテンツの流通促進方策について コンテンツの流通促進方策について、推進しようとする姿勢については評価するものである。しかし、現在の状況を見る限り検討の開始が遅すぎた感もある。また、流通促進の問題は、①権利者が不明確であることだけでなく、②権利者が従前のビジネスモデルに固執し権利処理を不当に拒否することも挙げられる。現在検討されている、情報の整備や権利の集約化は、主に①の問題であり、②不当拒否に対する方策も十分検討されたい。特に権利の集約化を目指すことは望ましいが、同時に弊害もある。例えば、また、現在では、映画の一部が法制度となっている。しかし、映画著作物の範囲は判例上も明らかではなく、原著作物の範囲も例えば音楽は含まれないなどの理由であまり有効に機能していない。これらの範囲を明確にするとともに、少なくとも商用コンテンツについては、映画著作物同様の制度を一般に創設し、権利処理を一度で完了するように法制化するべきである。また、権利の集約化については、権利の寡占状態による不当な取引拒否や、不当に高額な許諾料の請求等が予想される。これらに対する十二分の対応をされたい。